

(別紙)

○ 災害時の保健師等広域応援派遣調整要領（令和 3 年 12 月 20 日健健発 1220 第 2 号厚生労働省健康局健康課長通知）【新旧対照表（本文）】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
災害時の<u>保健師等チーム</u>広域応援派遣調整要領 令和 3 年 12 月 20 日 令和 7 年 9 月 19 日（一部改正） 1. 災害時の<u>保健師等チーム</u>広域応援派遣調整の概要 (1) 概要 かつては数十年に一度の割合で発生していた豪雨、地震、津波、噴火等によって生ずる大規模な災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する「災害」をいう。以下「災害」という。）が、近年全国各地で相次いで発生している。 こうした災害に対応するために、<u>令和 7 年 3 月</u>に厚生労働省の<u>8 部局長等</u>による通知（<u>令和 7 年 3 月 31 日付け科発 0331 第 10 号、医政発 0331 第 100 号、健生発 0331 第 52 号、感発 0331 第 20 号、医薬発 0331 第 60 号、社援発 0331 第 69 号、障発 0331 第 27 号、老発 0331 第 13 号、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康・生活衛生局長、健康・生活衛生局感染症対策部長、医薬局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知</u>）を発出した。この通知では、大規模災害時の<u>保健医療福祉活動</u>に係る体制の整備の推進を目的として、各都道府県の災害対策本部の下に<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置するとともに、保健所において<u>保健医療福祉活動チーム</u>の指揮、連絡等を行うほか、<u>保健医療福祉ニーズ等</u>の収集、<u>整理及び分析</u>を行うことを求めたところである。 また、災害が発生した場合、被災地においては、被災者の健康の維持、二次	災害時の<u>保健師等</u>広域応援派遣調整要領 1. 災害時の<u>保健師等</u>広域応援派遣調整の概要 (1) 概要 かつては数十年に一度の割合で発生していた豪雨、地震、津波、噴火等によって生ずる大規模な災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する「災害」をいう。）<u>（以下「災害」という。）</u>が、近年全国各地で相次いで発生している。 こうした災害に対応するために、<u>平成 29 年 7 月</u>に厚生労働省の<u>5 部局長等</u>による通知（<u>平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号、医政発 0705 第 4 号、健発 0705 第 6 号、薬生発 0705 第 1 号、障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知</u>）を発出した。この通知では、大規模災害時の<u>保健医療活動</u>に係る体制の整備の推進を目的として、各都道府県の災害対策本部の下に<u>保健医療調整本部</u>を設置するとともに、保健所において<u>保健医療活動チーム</u>の指揮<u>又は</u>連絡等を行うほか、<u>保健医療ニーズ等</u>の収集<u>及び整理・分析</u>を行うことを求めたところである。 また、災害が発生した場合、被災地<u>の市町村及び特別区（以下「被災市区町村」という。）</u>においては、被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、迅速かつ的確な対応が求められる。

健康被害や災害関連死の防止を図るため、迅速かつ的確な対応が求められる。

これらを受け、災害時健康危機管理支援チーム活動要領（平成 30 年 3 月 20 日付け健健発 0320 第 1 号）に基づき、災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team. 以下「DHEAT」という。）が派遣され、被災した市区町村（以下「被災市区町村」という。）を管轄する都道府県（以下「被災都道府県」という。）以外の都道府県等の職員により、保健医療福祉調整本部及び保健所が行う指揮調整機能等を支援することとなっている。

一方で、被災者の健康状況の把握を含め、被災状況に応じた健康管理のためには、被災市区町村の職員だけでは人員が圧倒的に不足することとなり、それらの業務を支援するために、迅速かつ短期集中的に職員を確保することが不可欠となる。被災市区町村は、まず当該都道府県内からの職員の派遣を受けて、被災者の健康の維持等に係る活動（以下「災害対応活動」という。）を実施することになるが、それだけでは十分に対応できない場合がある。そのため、厚生労働省は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画を根拠として、被災都道府県以外の都道府県から、保健師等チームを応援派遣する調整を行っているところである。

本要領は、厚生労働省が行う都道府県を越えた自治体間の保健師等チームを応援派遣する調整の仕組みについて基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり、実施事項その他必要な事項を定めるものである。

（２）本要領における用語の定義

ア 保健師等チーム

災害時において災害対応活動を行うことを目的として、被災都道府県以外の都道府県、当該都道府県内に所在する保健所設置市、特別区及びその他市町村（以下「管内市区町村」という。）のいずれに所属する保健師、公衆衛生医師、管理栄養士、その他の専門職、業務調整員等で構成されたチームをいう。

これらを受け、平成 30 年 3 月に災害時健康危機管理支援チーム活動要領（平成 30 年 3 月 20 日付け健健発 0320 第 1 号）に基づき、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）が派遣され、被災都道府県以外の都道府県等の職員により、保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等を応援することとなっている。

一方で、被災者の健康状況の把握を含め、被災状況に応じた健康管理のためには、被災市区町村の職員だけでは人員が圧倒的に不足することとなり、それらの業務を支援するために、迅速かつ短期集中的に応援職員を確保することが不可欠となる。被災市区町村は、まず当該都道府県内からの応援職員の派遣を受けて、被災者の健康の維持等に係る災害対応業務を実施することになるが、それだけでは十分に対応できない場合がある。そのため、厚生労働省は、防災基本計画第 2 編第 2 章第 8 節の 1及び厚生労働省防災業務計画第 2 編第 2 章第 6 節第 3 の 3を根拠として、災害時に、避難所等において保健活動を行う保健師等を確保できるよう、被災市区町村を管轄する都道府県（以下「被災都道府県」という。）以外の都道府県から、保健師等を被災市区町村へ応援派遣する調整を行っているところである。

本要領は、厚生労働省が行う都道府県を越えた自治体間の保健師等を応援派遣する調整の仕組みについて基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり、実施事項及びその他必要な事項を定めるものである。

（２）本要領における用語の定義

（新設）

イ 応援要請

被災都道府県が、厚生労働省に対して、災害対応活動に必要な保健師等チームの派遣を要請することをいう。

ウ 応援派遣

被災都道府県以外の都道府県が、応援要請を受け保健師等チームを被災都道府県へ派遣することをいう。

エ 保健師等チーム事務局

応援派遣に係る調整等を補助する機関として、一般財団法人日本公衆衛生協会に設置された事務局をいう。

2. 応援派遣の枠組

(1) 応援派遣による保健師等チームの活動の基本

ア 被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図ることを目的とし、被災都道府県の保健所長、被災市区町村の長等の指揮命令の下、DHEAT 及び他の保健医療福祉活動チーム等と連携し活動を行う。保健師等チームは、災害対応活動として、被災者の健康管理や避難所等の衛生対策等を行う。

イ 応援派遣される保健師等チームの単位を「班」とし、班の全部又は一部の構成員が順次交代して継続して業務に当たる一連の単位を「チーム」とする。

ウ 各班の活動期間は 5 日程度を標準とするが、必要に応じ、応援派遣を行う都道府県（以下「応援派遣元都道府県」という。）と被災都道府県と

ア 応援要請

被災都道府県が、厚生労働省に対して、大規模災害が発生している被災市区町村において被災者の健康の維持等に係る災害対応活動に必要な保健師等の派遣調整を要請することをいう。

イ 応援派遣

被災都道府県以外の、都道府県及び当該都道府県内に所在する保健所設置市、特別区及びその他市町村が、応援職員を被災都道府県へ派遣することをいう。

ウ 応援職員

各都道府県の職員及び当該都道府県内に所在する保健所設置市、特別区及びその他市町村から応援派遣される、保健師、その他の専門職及び業務調整員（以下「保健師等」という。）とする。

2. 応援派遣の枠組

(1) 応援派遣による保健師等の活動の基本

ア 避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図ることを目的とし、被災市区町村長又は被災都道府県の保健所長等の指揮命令のもとに活動を行う。活動内容は、被災者の健康相談、健康管理及び避難所等の衛生対策等を想定している。

(新設)

イ 活動期間は 1 週間程度を標準とするが、必要に応じ、応援派遣元となる都道府県（以下「応援派遣元都道府県」という。）と被災都道府県との間で協議

の間で協議の上、設定できるものとする。なお、活動期間は、<u>災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間（以下「移動日」という。）は含まない。</u> エ <u>各班は、活動期間及び移動日において、交通状況、ライフラインの障害その他のあらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活等について自立して行動する。</u> （参考） 下記は「<u>災害対応活動</u>に係る関連資料等」として、参考にされたい。 （略） （２）<u>国、都道府県、市区町村及び保健師等チーム事務局</u>の役割 ア 厚生労働省の役割 （ア）平時 ・ <u>都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、保健師等チームの応援派遣に係る調整窓口を確認する。</u> ・ <u>応援派遣に係る人材育成、資質の維持及び向上を図るため、マニュアル等を策定するとともに必要に応じて改定する。</u> （削る。） ・ <u>効果的な災害対応活動の実施に向け、研究や研修等を推進するとともに、訓練等を通じて応援派遣に係る体制を整備する。</u> ・ <u>都道府県に対して訓練の実施や人材育成の体制整備を促進する。</u> （イ）災害発生時（有事）	の上、設定できるものとする。なお、活動期間には、<u>現地での活動の他、応援派遣元都道府県と被災市区町村間の往復に必要な期間を含む。</u> ウ <u>被災市区町村における交通・通信手段や宿泊等については、応援派遣元都道府県において確保すること。</u> （参考） 下記は「<u>災害時の保健活動</u>に係る関連資料等」として、<u>厚生労働省ホームページに掲載しているため、参考にされたい。</u> （略） （２）<u>国及び都道府県等</u>の役割 ア 厚生労働省の役割 （ア）平時 （新設） ・ <u>応援職員となる保健師等の養成、資質の維持及び向上を図るため、マニュアル等を策定するとともに必要に応じて改定する。</u> ・ <u>応援職員となる保健師等の養成、資質の維持及び向上を図るため、都道府県等と連携した取組を行う。</u> ・ <u>応援派遣に係る活動の円滑な実施のための研究及び研修を推進する。</u> ・ <u>応援派遣に係る調整を行う体制を整備する。</u> ・ <u>都道府県、保健所設置市及び特別区における、保健師等の災害時応援派遣調整に係る情報（調整担当窓口、応援派遣体制、災害時相互応援協定の有無、災害時の保健師等の応援・受援の実績、都道府県内の市区町村との合同による応援派遣体制の有無）を把握する。</u> （イ）災害発生時（有事）
--	--

(削る。) - 被災都道府県からの応援要請に基づき、速やかに応援派遣に係る調整を行う。 <u>被災都道府県と応援派遣元都道府県に対し、応援派遣や災害対応活動に係る必要な助言その他の支援を行う。</u> イ 都道府県の役割 (ア) 平時 <u>保健師等チームの応援派遣に係る部署と担当者を調整窓口として定め、その連絡先等を厚生労働省に登録する。</u> <u>都道府県における調整窓口の連絡先を管内市区町村に対し周知するとともに、管内市区町村の保健師等チームの応援派遣に係る部署と担当者の連絡先を把握する。</u> <u>都道府県及び管内市区町村の職員に対し、応援派遣に係る人材育成を行うとともに、資質の維持及び向上を図るため、研修・訓練を計画的かつ継続的に実施する。</u> <u>保健師等チーム応援派遣計画票等をあらかじめ策定する。その際、都道府県の職員と管内市区町村の職員で1つの班を編成する等、保健師等チームに係る編成の方針について管内市区町村と調整を行う。</u> - 災害発生時に優先して行う活動内容の選定等、<u>業務継続計画</u>を策定する。また、都道府県内の組織体制づくり、職員の参集体制の整備、情報伝達体制の整備、<u>避難指示</u>発令時の活動の検討、長期化に備えた活動体制整備、関係機関等の把握と役割の明確化等を行う。 (削る。) - 平時から有事を想定し、管内市区町村に対して、<u>受援計画の策定や受援</u>	<u>被災都道府県に対し、応援派遣に係る必要な助言及びその他の支援を行う。</u> - 被災都道府県からの応援要請に基づき、速やかに応援派遣に係る調整を行う。 (新設) イ 都道府県の役割 (ア) 平時 <u>応援職員となる保健師等の養成、資質の維持及び向上を図るため、厚生労働省と連携した取組を行う。</u> (新設) <u>応援職員となる保健師等の</u>人材育成を<u>図る</u>とともに、資質の維持及び向上を図るため、<u>継続的な</u>研修・訓練を計画的に実施する。 (新設) - 災害発生時に優先して行う活動内容の選定等、<u>事業継続計画 (BCP)</u>を策定する。また、都道府県内の組織体制づくり、職員の参集体制の整備、情報伝達体制の整備、<u>避難勧告</u>発令時の活動の検討、長期化に備えた活動体制整備、関係機関等の把握と役割の明確化等を行う。 <u>災害時に、他の都道府県からの応援派遣を想定した受援業務計画を策定する。また災害応急対応に必要な人員の算定、応援派遣による活動内容の選定を行う。</u> - 平時から有事を想定し、管内市区町村に対して、<u>保健師等</u>の応援派遣の
---	--

<u>時の体制を構築できるよう支援するとともに、保健師等チーム</u>の応援派遣の受入に際し、受援が円滑に機能するよう、執務スペースの確保、活動に必要な資機材等の準備、受援に係る庁内調整会議の開催等、受入体制の整備を推進する。 (削る。) (イ) 災害発生時（有事） ・ <u>厚生労働省からの照会に際し、あらかじめ策定した保健師等チーム応援派遣計画票等に基づき、管内市区町村に対し応援派遣に係る協力を要請する等、応援派遣に向けた調整を行う。</u> ・ <u>厚生労働省からの調整結果に基づき、被災都道府県に対して、応援派遣を行う。</u> ・ <u>応援派遣に係る交通・通信手段、宿泊先、資機材等を確保するとともに、事前オリエンテーションを実施する。なお、事前オリエンテーションについては、チームの編成状況等に応じて、管内市区町村を含めた実施とする。</u> ・ <u>効果的かつ効率的な災害対応活動の実施及び継続に向け、本庁等に支援体制を整備するとともに、応援派遣中の職員への情報提供や助言（緊急時や予期せぬ事態が生じた際の判断の支援を含む。ウ（イ）において同じ。）等の後方支援を行う。また、管内市区町村に対しては適宜、被災地の状況や保健師等チームの活動状況についての情報共有を行う。</u> ウ 市区町村の役割 (ア) 平時 ・ <u>保健師等チームの応援派遣に係る部署と担当者を調整窓口として定め、その連絡先等を都道府県に登録する。</u>	受入に際し、受援が円滑に機能するよう、執務スペースの確保、活動に必要な資機材等の準備、受援に係る庁内調整会議の開催等、受入体制の整備を推進する。 ・ <u>他の都道府県との応援派遣及び受援調整を担う本庁の部署と担当者を調整窓口として定め、これを厚生労働省健康局健康課に登録する。また調整窓口担当者の休日・夜間の連絡先を準備しておく。</u> (イ) 災害発生時（有事） (新設) ・ <u>応援派遣元都道府県は、厚生労働省からの照会及び調整に基づき、被災都道府県に対して保健師等を応援派遣する。</u> (新設) (新設)
---	--

・ <u>応援派遣に係る人材育成を図るとともに、資質の維持及び向上を図るため都道府県等が実施する研修・訓練の受講に努める。</u> ・ <u>都道府県と応援派遣に係る方針等について協議し、組織内で共有する等、応援派遣を行うための組織体制を整備する。</u> ・ <u>市区町村単独でチームを編成することが可能な場合は、都道府県と有事における連絡調整や役割分担を検討するなど、あらかじめ都道府県が編成したチームと管内市区町村が編成したチームが有事において互いに連携可能な体制づくりに努める。</u> ・ <u>市区町村単独でチームを編成できない場合は、管内市区町村の職員で1つの班を編成、都道府県の職員と管内市区町村の職員で1つの班を編成する等、都道府県と保健師等チームに係る編成の方針についての調整を行う。</u> ・ <u>被災時に応援派遣の受入れが円滑に機能するよう、防災部局との連携（執務スペースの確保、活動に必要な資機材等の準備、受援に係る庁内調整会議の開催等）に努める。また、都道府県に対し、これらの整備状況について適宜、情報提供を行う。</u> <u>（イ）災害発生時（有事）</u> ・ <u>都道府県から応援派遣に係る協力の要請を受けた際には、速やかに組織内で調整を行い、その結果を都道府県に報告する。</u> ・ <u>都道府県との調整及び厚生労働省からの調整結果に基づき、被災都道府県に対して、応援派遣を行う。</u> ・ <u>応援派遣に係る交通・通信手段、宿泊先、資機材等を確保するとともに、適宜都道府県と連携して事前オリエンテーションを実施する。</u> ・ <u>効果的かつ効率的な災害対応活動の実施及び継続に向け、応援派遣中の職員への情報提供、助言等の後方支援を都道府県と連携して行う。</u>	
<u>エ 保健師等チーム事務局の役割</u>	（新設）

(ア) 平時

- ・ 災害発生時において応援派遣に係る円滑的な調整が実施されるよう、保健師等チーム派遣調整システムの利用方法等についての研修や訓練を厚生労働省と連携の下、定期的実施する。

(イ) 災害発生時

- ・ 被災都道府県から厚生労働省へ応援要請があった場合、厚生労働省の指示の下、保健師等チーム派遣調整システムによる調整を速やかに行う。なお、被災状況等の理由により当該システムを活用できない場合には、厚生労働省の指示に基づき、メール等の代替手段を用いて、派遣調整の対応を行う。

3. 災害発生時（有事）における対応

次の（１）と（２）については、保健師等チーム派遣調整システムの活用を前提とする。ただし、被災状況等の理由により当該システムを活用できない場合は、メール等の代替手段を用いて行う。

(１) 応援派遣に係る調整

ア 被災市区町村の対応

(ア) 被災市区町村のみでは対応が困難な場合は、被災都道府県に対して応援に係る派遣の要請を行う。

(イ) (ア) の要請を行った上でも、被災都道府県内のみでは対応が困難な場合は、災害時相互応援協定締結自治体へ応援に係る派遣の要請を行う。

(ウ) (イ) により災害時相互応援協定締結自治体へ応援に係る派遣の要請を行い、その受入れを行った場合は、(ア) の要請を行った被災都道府県に対してその旨を報告する。

(エ) (ア)、(イ) の派遣の受入れを行っても対応が困難な場合は、被災都道府県を通じて厚生労働省に対し応援要請を行う。

3. 災害発生時（有事）における対応 (新設)

(１) 応援派遣に係る調整

ア 被災市区町村の対応

(ア) 被災市区町村のみでは対応が困難な場合は、当該都道府県に対して、保健師等の派遣を要請する。

(イ) (ア) の要請に対し、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、災害時相互応援協定締結自治体へ応援派遣を要請する。

(ウ) (イ) により災害時相互応援協定締結自治体へ応援派遣を要請し、その受入を行った場合は、(ア) の要請を行った被災都道府県に対してその旨を報告する。

(エ) (ア)、(イ) の応援派遣の受入を行っても対応が困難な場合は、被災都道府県を通じて厚生労働省に応援要請を行う。

イ 被災都道府県の対応

(ア) 被災市区町村の要請に基づき、被災市区町村以外の管内市区町村へ応援に係る派遣の要請を行う。

(イ) (ア)の要請に対し、被災都道府県内のみでは対応が困難な場合は、災害時相互応援協定締結自治体へ応援に係る派遣の要請を行う。

(ウ) (ア)、(イ)の結果及び被災状況等により、全国規模の応援要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に応援要請を行う。

(エ) (ウ)の際は、応援派遣を要請する事由、必要とするチーム数、応援派遣を必要とする期間、応援派遣先と具体的な活動内容等を提示する（様式A）。

ウ 厚生労働省の対応

(ア) 被災都道府県からの応援要請を受け、応援派遣の開始時期、応援派遣を必要とする期間、必要とする保健師等チーム数、応援派遣先と具体的な活動内容等を確認する。

(イ) (ア)の内容を確認後、速やかに被災都道府県以外の都道府県の調整窓口（保健師統括部署及び健康危機管理担当部署）に対して応援派遣可否に係る照会を行う（様式B）。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 総務省をはじめとする関係機関に対し、応援派遣に係る調整について情報提供を行う。

エ 全国知事会の対応

全国知事会は、厚生労働省からの依頼を受け、厚生労働省において保健師等チームの応援派遣に係る照会を実施していることについて、関係する構成団体に協力を依頼するよう要請する。

イ 被災都道府県の対応

(ア) 被災市区町村の支援について、被災市区町村以外の市区町村へ保健師等の派遣を要請する。

(イ) 都道府県内の応援のみでは対応が困難な場合は、隣接都道府県または当該都道府県の災害時相互応援協定締結自治体へ派遣を要請する。

(ウ) (ア)、(イ)の結果及び災害の規模により、全国規模の応援要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に応援要請を行う。

(エ) (ウ)の際は、全国の都道府県からの保健師等の応援派遣に係る調整を要請する事由、必要な保健師等の人数、応援派遣期間、応援派遣先、具体的な活動内容等を明記し（様式A）、厚生労働省健康局健康課に応援派遣に係る調整を要請する。

ウ 厚生労働省の対応

(ア) 被災都道府県からの応援要請を受け、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要な保健師等の人数、応援派遣先及び具体的な活動内容等を確認する。

(イ) (ア)の内容を確認後、速やかに被災都道府県以外の都道府県（保健師統括部署及び健康危機管理担当部署）に対して保健師等の応援派遣可否に係る照会を行う（様式B）。

(ウ)・(エ) (略)

(新設)

エ 全国知事会の対応

全国知事会は、厚生労働省からの依頼を受け、厚生労働省において保健師等の応援派遣に係る照会を実施していることについて、関係する構成団体に協力するよう要請する。

オ 被災都道府県以外の都道府県の対応

(ア) (略)

(イ) 管内市区町村に対し応援派遣に係る協力の可否を照会する。

(ウ) (ア)、(イ)により応援派遣が可能と決定した場合、保健師等チーム応援派遣計画票を厚生労働省に提出する(様式 C)。

(2) 応援派遣先の決定

ア 厚生労働省の対応

(ア) 上記3.(1)オ(ウ)により、応援派遣が可能と回答した都道府県の情報を集約し、被災都道府県と応援派遣先等を調整する。

(イ) (ア)の調整結果を、応援派遣元都道府県及び被災都道府県に連絡する(様式 D 及び様式 E)。

(ウ) (ア)の調整結果を、全国知事会及び応援派遣元都道府県以外の上記3.ウ(イ)にて応援派遣可否に係る照会を行った都道府県に情報提供する。

イ (略)

(3) 応援派遣中の対応

ア 応援派遣元都道府県の対応

(ア) (略)

(イ) 活動期間及び移動日において、健康状態等を把握するため、毎日、保健師等チームから安全管理の遵守や心身の健康状態等、健康管理に係る報告を受けるとともに、必要時に被災都道府県と調整する。なお、管内市区町村の職員に係る情報については、適宜管内市区町村に

オ 被災都道府県以外の都道府県の対応

(ア) (略)

(イ) 都道府県内の保健所設置市、特別区及び市町村に対し被災市区町村への応援派遣の可否を照会する。

(ウ) (ア)、(イ)により応援派遣が可能と決定した場合、被災都道府県以外の都道府県の担当部局は、保健師等応援派遣計画票を厚生労働省健康局健康課に提出する(様式 B 別紙)。

(2) 応援派遣先の決定

ア 厚生労働省の対応

(ア) 上記3.(1)オ(ウ)により、応援派遣が可能と回答した都道府県が応援派遣する保健師等の人数、応援派遣期間等についての情報を集約し、被災都道府県と応援派遣先等を調整する。

(イ) (ア)の調整結果を、保健師等応援派遣計画票に基づき、応援派遣元都道府県及び被災都道府県に連絡する(様式 C、様式 D)。

(ウ) (ア)の調整結果を、全国知事会及び応援派遣元都道府県以外の上記3.ウ(イ)にて保健師等の応援派遣可否に係る照会を行った都道府県に情報提供する。

イ (略)

(3) 応援派遣中の対応

ア 応援派遣元都道府県の対応

(ア) (略)

(イ) 応援派遣中の保健師等の健康状態等を把握するため、毎日、安全管理の遵守、心身の健康状態等、健康管理に係る報告を受けるとともに、必要時は被災都道府県と調整し、適宜対応する。また、応援派遣後も継続的な健康管理に留意する。

共有する。

(ウ) 管内市区町村と連携し、帰還した都道府県職員及び管内市区町村職員への継続的な健康管理に努める。

イ 被災都道府県の対応

(ア) 活動期間中の保健師等チームに対し、被災状況、活動の概要及び担当する役割を説明する等、活動開始に当たって必要なオリエンテーションを行う。

(イ) 活動期間中の保健師等チームに対し、効果的かつ効率的な災害対応活動の実施及び継続に向けて必要な、被害状況、保健医療福祉ニーズ、他の保健医療福祉活動チームの介入状況等を把握し、随時情報提供を行う。

(ウ) 活動期間中の保健師等チームに対し、適宜、活動内容、収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するように求める。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。

①活動期間中においては、特に、当該保健師等チーム等が対応することが出来なかった保健医療福祉ニーズ等の情報について報告するように求めること。

②活動期間終了時においては、特に、当該保健師等チームの災害対応活動を他の保健師等チーム等が引き継ぐに当たって必要となる情報を報告するように求めること。

(4) 保健師等チームによる応援派遣元都道府県等への報告等

保健師等チームは、活動期間及び移動日において、応援派遣元都道府県等に対し安全管理の遵守や心身の健康状態等、健康管理に係る報告を行う。

(新設)

イ 被災都道府県の対応

(ア) 応援派遣による保健師等が保健活動を効果的・効率的に行うために必要な、被害状況、保健ニーズ、専門職チームの介入状況等の情報を把握し、随時提供を行う。

(イ) 応援派遣による保健師等に対し、災害の発生状況、活動の概要及び担当する役割を説明する等、活動開始に当たって必要なオリエンテーションを行う。

(ウ) 応援派遣による保健師等に対し、適宜、当該保健師等の活動内容及び収集した被害状況及び保健ニーズ等を報告するように求める。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。

①活動中においては、特に、当該保健師等が対応することが出来なかった保健ニーズ等の情報について報告するように求めること。

②活動後においては、特に、当該保健師等の保健活動を他の保健師等が引き継ぐに当たって必要となる情報を報告するように求めること。

(4) 応援派遣による保健師等から応援派遣元都道府県への報告等

ア 応援派遣元都道府県に対し、保健師等に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を毎日報告する。応援派遣による保健師等が保健所設置市・特別区、その他市町村の職員の場合、応援派遣元都道府県はその保健師等に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を保健所設置市・特別区、その他市町村に毎日報告する。

(削る。)

(5) 応援要請等の見直し

ア 被災都道府県は、応援派遣による災害対応活動の状況を勘案し、人員体制の縮小、応援要請期間の短縮等が可能と判断した場合、応援要請の見直しを検討する。

イ 保健師等チームは、災害対応活動を通じて人員体制の縮小などの応援派遣計画票の見直しが必要と判断した場合、応援派遣元都道府県にその旨を報告する。

ウ 国、被災都道府県及び応援派遣元都道府県は、応援要請及び応援派遣の見直しについて協議を行う。協議の結果、応援派遣計画票の内容を変更する場合は、応援派遣元都道府県は上記3.(1)オ(ウ)により連絡した保健師等チーム応援派遣計画票を変更し、被災都道府県及び厚生労働省に提出する。

エ 被災都道府県は、人員体制の増員や応援要請期間の延長等が必要と判断した場合、応援派遣元都道府県と調整する。

オ (略)

カ 厚生労働省は、被災都道府県から追加の応援要請を受けた場合、被災都道府県以外の都道府県に対して追加の応援派遣可否に係る照会を行う(様式F)。以降の手続は上記3.(1)ウ(ウ)以降と同じ(ただし、3(1)オ(ウ)中「様式C」とあるのは、「様式G」とする。)。

(6) 活動の終結

ア 被災都道府県は、応援派遣による体制から当該都道府県内での支援体制への移行の見通しを立て、応援要請の終了時期を判断する。被災都道府

イ 活動に必要な資機材の確保及びその他のロジスティクスに関する後方支援が必要となった場合は、応援派遣元都道府県に対して、随時その旨を要請する。

(5) 応援要請等の見直し

ア 被災都道府県は、被災市区町村における応援派遣による保健師等の活動の状況を勘案し、人員体制の縮小又は応援派遣期間の短縮等が可能と判断した場合、応援要請の見直しを検討する。

イ 応援派遣中の保健師等は、活動等を通じて、人員体制の縮小など保健師等の応援派遣計画の見直しが必要と判断した場合、応援派遣元都道府県にその旨を報告する。

ウ 被災都道府県及び応援派遣元都道府県は、応援要請及び保健師等の応援派遣計画の見直しについて協議の上、応援派遣計画を変更する場合は、応援派遣元都道府県は上記3.(1)オ(ウ)により連絡した保健師等応援派遣計画票を変更し、被災都道府県及び厚生労働省健康局健康課に提出する。

エ 被災都道府県は、人員体制の増員又は応援派遣期間の延長等が必要と判断した場合、応援派遣元都道府県と調整する。

オ (略)

カ 厚生労働省は、被災都道府県から保健師等の追加の応援要請を受けた場合、被災都道府県以外の都道府県に対して保健師等の追加応援派遣の可否に係る照会を行う(様式E)。(以降の手続きは上記3.(1)ウ(ウ)以降に同じ。)

(6) 活動の終結等

ア 被災都道府県は、応援要請後、本庁や保健所等の職員のみで対応できる体制が確保されると見込まれる場合、厚生労働省及び応援派遣元都道府県にその旨を連絡する。

県は、応援要請後、本庁や保健所等の職員のみで対応できる体制が確保されると見込まれる場合、厚生労働省及び応援派遣元都道府県にその旨を連絡する。 イ 厚生労働省は、アによる<u>応援派遣</u>の終結を全国知事会や<u>総務省等の関係機関</u>に情報提供する。 (7) 活動の中止 ア 応援派遣元都道府県は、<u>活動期間又は移動日において、災害の発生等の理由</u>により<u>職員</u>の帰還が必要となった場合は、被災都道府県に<u>応援派遣の一部又は全部について</u>の中止を求めることができる。<u>またその際、応援派遣元都道府県は応援派遣の中止の旨を厚生労働省に連絡する。</u> イ 厚生労働省は、<u>応援派遣の一部又は全部について</u>の中止を全国知事会や<u>総務省等の関係機関</u>に情報提供する。 (8) 個人情報の<u>取扱い</u> <u>災害対応活動</u>において必要となる個人情報は、被災都道府県や<u>被災市区町村</u>等における個人情報保護に係る例規を遵守して取り扱う。 4. 費用と補償 (1) 費用 ア <u>厚生労働省防災業務計画</u>に基づく<u>応援要請を行った</u>場合の費用負担は、被災状況等により、自治体間の災害時相互応援協定や災害対策基本法等のいずれを根拠とするか、<u>被災都道府県</u>と<u>応援派遣元都道府県</u>との協議等で判断する。 イ (略) (2) 公務災害補償の<u>取扱い</u> 常勤職員である<u>保健師等チーム</u>の公務災害補償については、地方公務員災	イ 厚生労働省は、アによる<u>応援派遣活動</u>の終結を全国知事会に情報提供する。 (7) 活動の中止 ア 応援派遣元都道府県は、<u>応援派遣期間完了前に</u>災害等の発生により、<u>応援派遣による保健師等</u>の帰還が必要となった場合は、被災都道府県に、<u>保健師等応援派遣計画</u>の一部又は全部について中止を求めることができる。 イ 厚生労働省は、<u>アによる応援派遣活動</u>の中止を全国知事会に情報提供する。 (8) 個人情報の<u>取り扱い</u> <u>応援派遣による保健師等の活動記録作成</u>において必要となる個人情報は、被災都道府県等における個人情報保護に係る例規を遵守して取り扱う。 4. 費用と補償 (1) 費用 ア <u>防災業務計画</u>に基づく<u>保健師等支援の応援派遣に係る調整を要請した</u>場合の費用負担は、被災状況等により、自治体間の災害時相互応援協定や災害対策基本法等のいずれを根拠とするか、<u>被災自治体</u>と<u>応援派遣元自治体</u>との協議等で判断する。 イ (略) (2) 公務災害補償の<u>取り扱い</u> 常勤職員である<u>保健師等</u>の公務災害補償については、地方公務員災害補償法に
---	---

害補償法 （昭和 42 年法律第 121 号） に基づき実施する。

に基づき実施する こととされている。